

## 尼崎市犯罪被害者等支援条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等に対する支援について、その基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた行為で人の生命又は身体を害する罪その他市長が別に定める罪に当たるもの（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (4) 性犯罪行為 犯罪行為のうち、刑法第177条の罪その他市長が別に定める罪に係るものをいう。
- (5) 犯罪被害 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 犯罪行為により死亡したこと。
  - イ 犯罪行為による心身の被害を原因として死亡したこと。
  - ウ 性犯罪行為以外の犯罪行為により重傷病（療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）が生じたこと。
  - エ 性犯罪行為以外の犯罪行為による心身の被害を原因として重傷

病が生じたこと。

オ 性犯罪行為により心身に被害が生じたこと（ア又はイのいずれかに該当するものを除く。）。

（６） 市民等 市民並びに本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（７） 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他のものをいう。

（基本理念）

第３条 全ての犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有することを基本として、犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を策定し、及び実施するものとし、その実施に当たっては、関係機関等と連携するとともに、当該施策を円滑に実施することができる体制を整備するものとする。

２ 市は、犯罪被害者等の負担の軽減等を図るための総合相談窓口を設置するものとする。

（市民等の責務）

第５条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び犯罪被害者等に二次的被害（犯罪等による被害（当該犯罪等により直接生じた損害に限る。）を受けたことに関し、風評を流され、中傷を受け、報道機関から不当な取材を受けること等により被る精神的な苦痛、心身の故障、経済的な損失その他の損害で、犯罪等により間接的に生じたものをいう。）を与えることのないよう十分に配慮すると

ともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等に対する支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談に応じるための部局を設置し、相談の内容に応じて必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談に係る問題に対し適切に対処するために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市長は、犯罪被害者等（犯罪被害を受けた者及びその遺族で、その犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下「特定犯罪被害者等」という。）に対し、この条例の定めるところにより、市長が別に定める額の遺族見舞金、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金（以下これらを「見舞金」という。）を一時金として支給するものとする。

(見舞金の支給を受けられることができる者)

第8条 前条の規定による見舞金の支給（以下「見舞金の支給」という。）を受けられることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 特定犯罪死亡者（特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第2条第5号ア又はイのいずれかに該当するものを受けたものをいう。以下同じ。）の第1順位遺族（次条第3項の規定により第1順位とされた遺族をいう。）
- (2) 重傷病見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第2条第5号ウ又はエのいずれかに該当するものを受けたもの
- (3) 性犯罪被害見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第2条第5号オに該当するものを受けたもの

(遺族の範囲等)

第9条 第7条の規定による遺族見舞金の支給（以下「遺族見舞金の支給」という。）を受けられることができる遺族は、特定犯罪被害者等のう

ち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定犯罪死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたもの
- (3) 特定犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しないもの

- 2 特定犯罪死亡者の子で当該特定犯罪死亡者の死亡の当時胎児であったものが出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子は、その母が当該特定犯罪死亡者の死亡の当時主として当該特定犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 4 特定犯罪死亡者を故意に死亡させ、又は特定犯罪死亡者の死亡前に、その死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該特定犯罪死亡者に係る遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合において、市長が第7条に規定する額の全額をその1人に支給したときは、当該同順位の遺族全員に対して支給したものとみなす。

(見舞金の支給申請)

第10条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(見舞金の支給制限)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 特定犯罪被害者等がその犯罪被害に係る犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害の発生につきその責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給をすることが社会通念上適切でない場合として市長が別に定める場合に該当するとき。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者に対し、既に支給した見舞金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(家事又は育児に関する支援)

第13条 市は、見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)でその犯罪被害により十分に家事又は育児を行うことが困難になったもの(市長が別に定める要件を満たす者に限る。)に対し、市長が別に定めるところにより、家事又は育児に関する援助に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(居住安定に関する支援)

第14条 市は、受給資格者でその犯罪被害により当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難になったもの(市長が別に定める要件を満たす者に限る。)に対し、市長が別に定めるところにより、当該犯罪被害が発生した日以後に転居する場合

におけるその転居後の住居に係る家賃又はその転居に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(行政手続等に関する支援)

第15条 市は、受給資格者でその犯罪被害により行政手続等を行う必要が生じたもの(市長が別に定める要件を満たす者に限る。)に対し、市長が別に定めるところにより、その行政手続等を弁護士等に委任するために要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(遺体の搬送に関する支援)

第16条 市は、受給資格者(第8条第1号に定める者に限る。)でその特定犯罪死亡者の遺体を搬送する必要が生じたもの(市長が別に定める要件を満たす者に限る。)に対し、市長が別に定めるところにより、その搬送に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(助成等支援の申請)

第17条 第13条から前条までの規定による費用の助成その他の必要な支援(以下「助成等支援」という。)を受けようとする受給資格者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(助成等支援の中止等)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により助成等支援を受けた者があるときは、その受けた助成等支援を中止し、又は当該者に対し、その助成した費用の全部若しくは一部を返還させ、若しくは当該助成等支援(費用の助成を除く。)に要した費用の全部若しくは一部を支払わせることができる。

(市民等の理解の推進)

第19条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮その他犯罪被害者等に対する支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、講演会の開催等を通じた犯罪

被害者等に対する支援に関する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(人材の育成)

第20条 市は、犯罪被害者等に対する支援を適切に行うことができる人材の育成及びその資質の向上を図るため、その職員及び関係機関等の業務に従事する者に対する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

付 則 (令和8年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の尼崎市犯罪被害者等支援条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る改正後の条例第8条に規定する見舞金の支給及び改正後の条例第17条第1項に規定する助成等支援について適用し、同日前の申請に係るこの条例による改正前の尼崎市犯罪被害者等支援条例第7条の規定による同条に規定する見舞金の支給及び同条例第13条第1項又は第15条第1項の規定による費用の助成その他の必要な支援については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。